

第一条の報酬額でございますが、八万三千円を十不
三千円に、七万一千円を八万八千円に、六万五千円を
八万一千円に、六万円を七万五千円に、これはそれぞれ平
均二五%の引き上げ率です。それで定数でいきます
と、百円単位は全部切り捨てというような数字にな
っております。附則といたしまして、答申には一
月現在で諮問されたので一月一日から実施すべきであ
るということでございますので、一月一日から施行いたし
たいという内容のものでございます。

それから続きました十七号の非常勤の特別職の職員
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例でございますが、これにつきましては報酬審議会に別
に諮問はいたしておりますが、前号の議案と同じよ
うに、おおむね二五%、一部そこまですり上げになつて
あらぬものもございますが、大体二五%引き上げるとい
う数字で改正したいということでございます。それが

りより別表につきましてはいままでの表と全部同じでござ
います。これにつきましては前号と同じく一月一
日から適用したいという内容のものでございます。

次の議案第十八号福生市長等の給与に関する条
例の一部を改正する条例でございますが、これは十六号
議案と同じように諮問してございます。答申どおり
改正したいということで二十万円を、二十五万四千四百円、
それから十八万一千円を二十一万七千二百円、十七万二千円
を二十万六千四百円。これは助役、収入役の分につま
ましては二〇%になつてございます。それから市長の
率でございますが、これが二七・二%になつておりますが、
報酬審議会でこの前、助役、収入役よりも市長のほ
うが押えてあったというような内容の、説明を聞いて
おります。それが二%ありますので、加えまして
市長については、二七・二%に改めるという内容のもの
でございます。施行日はやはり一月一日から適用する

という内容のもうでございます。

議案第十九号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例。本案につきましては前号と全く同じでございます。教育長につきましては収入役と同じ金額でいままできておりますのでやはりこれも収入役と同じ金額に改めようとするものでございます。施行日はやはり一月一日からとすものでございます。

次に議案第二十号福生市消防団条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましては、報酬等審議会に非常勤の職員と同じように報酬等審議会にはかいてございませぬ。内容につきましては、報酬の十二条でございしますが、主として班長、並びに団員、これと他市と比較いたしましたして非常に当市が低かったということと現状でございます。したがいまして、団長は三〇%、副団長は二五%、分団長は三三%、



それから副分団長は二五%、部長は三三%、それから班長は一四%、団員は一〇%、こういうふうな引き上げ率になっております。それから十二条の二項でございしますが、これは一項のほうは出勤したときの火災出勤、訓練出勤、特別出勤等の実費弁償でございしますが、二項につきましては非常勤の特別職の費用弁償の条例規定と同じ内容に改めようとするものでございます。したがつてこの別表も同じように改めたい。それから備考欄も全部同じようにいたそうとするものでございます。それから附則の二でございます。これは消防団の関係は年の報酬になっておりますので一月から実施しますとちょうど年額四分の一という数字で、金額でここに四十七年度について年俸の四分の一にあたります金額を、四分の一にいたしましたのでこれだけ加算をするというこの規定にいたしました。したがいまして一月から前号と同じ

ように実施するということのような内容と全く同じものでござ
います。

なにとぞ慎重に審議賜りまして、原案どおり
ご決定くださるようお願い申し上げます。説明を終
わらせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明を終りました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

○十七番（関米吉君） 一点だけお尋ねいたします。市長に答
弁をお願いいたします。

三月にこの案が提案されたわけですから、報酬
等審議会の答申を尊重されたということでございます。
けれども、この実施の時期について、三月に提案さ
れ一月にこの答申がやうであるからということに
対して、市長はよく考えを尊重されたという
ことですから、どういふ考えでそれを尊重され
たのか、その点だけお聞きしたいと思っております。

○市長（石川常太郎君） 十分に審議されて答申をいただいた
ものでございまして、公平なものであると思いますので、その
まま採用させていただいたわけでございます。

○十七番（関米吉君） このことについてはあまりしつこく言う必要はご
ざいせんけれども、市長は三月に提案して一月に適用
というのばえればもつともたと言うお考えですね。それだけ
です。聞きたいのは、――

○市長（石川常太郎君） いただきました答申がやはりそのように
なっておりますので、やはりそれを尊重いたしましたわけ
です。

○議長（末次性男君） 以上で質疑は終わります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十六号、十七号、
十八号、十九号、二十号については総務委員会に付
託し審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長(末次性男君)

おはかりいたします。ただいま石川敏系

治君から本五案はともに総務委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

「異議なし」と認めます。よって議案第

十六号、同十七号、同十八号、同十九号、及び

同二十号はそれぞれ総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第十二議案第二十一号福生市用品調達基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(収入役橋本孝蔵君 登壇)

○収入役(橋本孝蔵君) 指名によりまして議案第二十一号福



生市用品調達基金条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

現在用品調達基金につきましては、昭和四十六年に五十万増額していただきました。百五十万で運営を行な

つてあるわけでございますが、最近の物価の騰貴あるいは印刷機械等の高度化によりまして取り扱い品目が非常に

に多様化してまいりました。百五十万円で運営すること

がなかなか困難になってまいりましたので、この際ではま

したる五十万の増額をお願いいたしまして基金を百五十

万から二百万にしていたいただきたいことが提案の主眼で

ございまして第二条の基金の額は百五十万円とするを二

百万円に増額をお願いするものでございます。

○議長(末次性男君)

以上で提案理由の説明を終わりました。

○十九番(天野行夫君)

収入役にお尋ねいたします。



この基金の内容ですけれども、まず一点は、年何回転なされているか。もう一点は最近の物価高、特に紙類の高騰というものは相当業者においても確保が困難だと、こういうことをいろいろと聞いておりますけれども、その関係ではたして五十万でこの基金が運営されているかどうか、そういう問題が現在の経済状態では一番心配になってまいりますけれども、その二点についてご説明願います。

○収入役(橋本孝蔵君) まず第一点の回転率でございますが、大体四・五回転位になっております。それから二百万に増額していただいて、そのために商店に迷惑をかけるというようなことでございますが、一応まとめて物品を購入する形でございますので、半期ごとに、半年ごとに単価契約をしておりますが、その契約の時点では業者もある程度、納得いく単価を出してあるわけでございます。



しかしながら一般の市価から比べますと少なくとも二〇%位安くなっております。ただ最近になりました、一部ここで多分に高騰して納入がなかなか困難であるというような問題も出ておりますが、基金そのものは二百万でも回転をなるべく事務的に処理を早くしまして、回転をなるべく多くすればそれによって済むわけでございまして、なるべく業者は赤字で納入するようなことは極力避けるような方法を考えておりますが、すでにもう当初に単価契約しておりますので、現在はそのれをもって納入していただいております。なお契約関係につきましてはこのとおり領布してありますので現在そういう問題も一部発生してあります。それについては、特に検討をしている段階でございます。以上でございます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○十三番(石川繁治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第二十一号について、総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) あはかりいたします。ただいま石川敏太郎君から本案は総務委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第二十一号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

議長(末次性男君) これより四時四十分まで休憩いたします。
午後四時三十五分 休憩

午後四時四十分 開議

議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

あはかりいたします。本日の会議時間は午後五時までとなっております。議事の都合上、あらかじめ延長いたしたいと思います。これに異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

議長(末次性男君) 日程第十三議案第二十二号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(税務課長 田村忠雄君 登壇)

○税務課長(田村忠雄君) ご指名によりまして議案第二十二号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして



して説明申し上げます。

本年は、固定資産の基準年度にあたりまして評価替えをいたすわけでございますが、これに基づきまして価格も変わっております。それとまあ、今国会に地方税法の一部改正の法案が提案されることになっておりますが、その中で固定資産税の課税の適正化ということで、宅地の課税表示の算出方法が一部改正になる見込みになっております。それでこの法案が成立いたします。三月下旬ごろになるように聞きあよんであります。そういたしますと四月の納期には、いろいろ試算的に作業等もございまして間に合わない関係で一カ月間繰下げていただきたいと言うことで提案申し上げます。たわいでございます。

内容につきましては四十八年度分の固定資産税の一期分の納期ににつきまして、納期を五月三十日までといたしたいということでございます。附則では交付の日から施行する



るということでございますので、よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十二号については総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） あはかりいたします。ただいま石川繁治

君から本案は総務委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すまに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



議長（末次性男君）　ご異議なしと認めます。　よって議案第二十二号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（末次性男君）　日程第十四議案第二十三号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（税務課長田村忠雄君　登壇）

○税務課長（田村忠雄君）　ご指名によりまして議案第二十三号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては第二十二号議案と全く同様の理由でございまして、内容につきましても昭和四十八年度分の固定資産税分に限りまして一期分を、四月の納期を五月に繰下げさせていたいただきたいということでございます。どうぞよろしくご審議の上ご決定くださるようお願い申し上げます。

申し上げます

○議長（末次性男君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）　以上で質疑を終わります。

○十三番（石川繁治君）　この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十三号については総務委員会に付託し、審査せしめられんことを御王

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）　おはかりいたします。　ただいま石川繁治君

から本案は総務委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）　ご異議なしと認めます。　よって議案第



二十三号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君）

日程第十五議案第二十四号福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務課長高水永君 登壇）

○総務課長（高水永君）　ご指名によりまして、福生市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

本件は、政令の改正によりまして必然的に改正の要となつてきた部分について改正するわけでございますが、従来はそれぞれ二の金額をもって条例に明記しておつたわけでございまして、今回の改正の要点は、それを政令の改正のつど条例の改正するといふまじうわしさを解消するために改正するわけで、金額で明記されております金額はすべて政令で規定されている金額のままでござい

ますので、この表現の方法を、それぞれ令第五条第一号とか、あるいは令第六条の二の第一項に規定する基準というふうに改めたわけでございます。

五条の四につきましては入居の基準でございまして、それから二十一条につきましては明り渡し努力義務の関係でございまして、それから二十二条につきましては超過負担の関係でございまして、それから二十三条の収入に関する報告でございまして、これは従来まうのうのように条例では規定されておりましたけれども、前年度の収入を毎年二月二十日までに報告するということに統一した次第でございまして、それから附則の第六項中町営住宅を市営住宅に、これはまことに申しわけなかった次第でございまして、市になった時点で当然改正しなければならなかつたわけでございまして、私どもの手落ちでかような次第

になったわけでございます。令第五条第一号に定める基準、——というようにすべて政令に準拠して改正をし

たようになつてございます。この条例は昭和四十八年四月一日から施行するといふようなことでもございます。

以上、さうばくなご説明でございますけれどもよろしく慎重ご審議の上ご決定くださるようお願い申し上げます。して説明にかえさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十七番（関米吉君） さうとお尋ねいたしますが、この政令と

いうものの内容がちょっと私はよくわからないうて、あかしなご質問になろうかと思ひますけれども、その政令の表現が違つたということでもつてこいうふうな条例を改める。よつてこの付加使用料を払わなければならぬようなものが特別にふえるとかいうことはないわけですね。そのように理解していいかどうか。

○総務課長（高水求君） 全くそのとおりです。

○一番（貫井喜代次君） 一つだけさうとお尋ねします。

この二十三条は現行の条例においても定のうれてあるわけですから、こうした報告の義務規定に対して報告が現在までされていたかどうか、それだけ一つお聞きしたいと思ひます。

○総務課長（高水求君） 取り扱いいたしましたしては、今回の条例

改正によつて実状に合はなつてございます。毎年二年以上引き続いてゐる場合、使用許可を受けた日から三月以内といふことは非常に事務的に問題がありますので毎年二月の二十日を区切つて前年度の収入の確定額を、源泉徴収もしくはその他のものにおいて報告させてあります。

以上です。

（了解と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十三番（石川敏太郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第二十四号については、

